

## 【留意事項】

〇 「津波災害警戒区域」は、津波防災 地域づくりに関する法律(平成23年法律

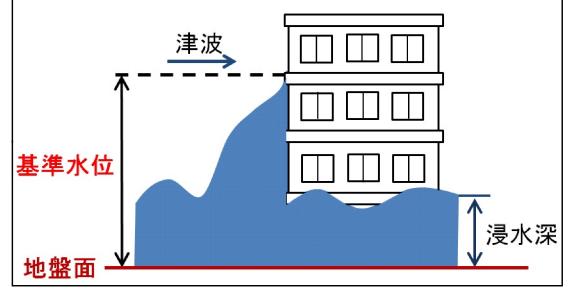
物取引業法(昭和27年法律第176号)第 35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。

## 【基準水位】

〇 「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準

となるものです。 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位である。 り、地盤面からの高さ(m単位)で表示し ています。

(下図参照)



【地形(標高)データ】
〇 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形であるため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

## 【背景地図】

この地図の作成に当たっては、西予 危収第413号)、および、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。 (測量法に基づく国土地理院長承認

(使用) R1JHs1107) 道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

